

(所有権解除(譲渡証発行)手続きについて)

2026.2

依頼方法

※車検証の所有者が「**秋田日産自動車株式会社**」であることをご確認ください

①必要書類(下記参照)を、**弊社宛にFAX**してください。

②残債確認後、譲渡書類を発行します。

発行種類、受け渡し方法を選択してください。

2025.7.1より軽自動車の「流通確認業務サービス」開始に伴い、譲渡書類は発行せず

「所有者変更承諾通知書」をFAX送信(希望があれば郵送)となります。

※書類の発行には、数日お時間を頂いておりますが、お急ぎの場合は直接ご連絡をください。

必要書類

(1)所有権解除(譲渡証発行)依頼書

(使用者様より自署していただきますが、本人自署の委任状があれば省略可)

(2)自動車検査証記録事項 (電子化された車検証は不要です)

電子化以前の車検証を送付する場合は薄めにコピーしてから送付してください

(3)使用者様の免許証又は印鑑証明 (法人の場合は印鑑証明) のコピー。

※車検証と住所や姓が異なる場合は、繋がりの確認が取れる書類もご準備ください。

例)住民票、免許証の裏面、納税通知の送付先住所、戸籍謄抄本、など

(4)クレジット完済証明がある場合は、完済証明のコピー。

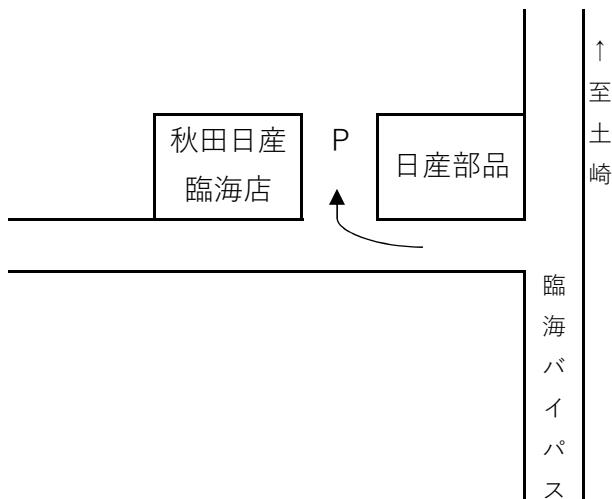
※自動車税納税証明書は不要です (軽自動車、登録車共に)

書類送付・受取先

〒011-0908

秋田県秋田市寺内大小路207-38

秋田日産自動車株式会社 店舗支援室
(秋田日産臨海店2F)



お問い合わせ先

TEL 018-880-5873

FAX 018-846-1054

年 月 日

秋田日産自動車株式会社 行き

FAX.018-846-1054

所有権解除(譲渡証発行)依頼書

私は、貴社が所有権留保する車両を所有権解除(移転登録・移転抹消を含む)したく、以下のとおり残債照会依頼いたしますので、ご回答をお願いいたします。

● 添付書類 自動車検査証記録事項 その他() **※納税証明は不要です**

残債が無い場合、速やかに譲渡書類の発行をお願いします

発行種類(登録車のみ) 秋田県内用 秋田県外用

受け渡し方法 秋田日産本社事務所にて受け取り 着払い宅配便にて送付

(登録車のみ選択) 秋田日産店舗で受け取り(店) その他()

※軽自動車は「所有者変更承諾通知書」をFAXいたします

残債有無の確認のみお願いします

署名は必ずお客様の自筆でご記入下さい(本人自署の委任状がある場合は省略可)

車検証の使用者	フリガナ			住 所	
	氏 名 名 称				
生年月日	大・昭・平 年 月 日	電話番号	()		
依頼者 および 書類送付先	〒		この場所に運転免許証を置いて、本紙をコピーして下さい。 運転免許証を添付できない場合、本人確認ができる書類(健康保険証・印鑑証明書)を、法人の場合は印鑑証明を添付してください。		
担当者					
電話番号	()				
FAX番号	()				
車両情報	メーカー		登録番号		
	通称名		車台番号		

残債回答書

上記ご依頼に基づき、下記の通りご回答申し上げます。

年 月 日現在

残債権	有 無	
債権種類	サービス・車輌代・その他	
備考・不備		

書類の準備ができております

残債有無の回答です

書類を発送いたしました